

## 緊急事態宣言解除後の本市の対応について

2月24日、福岡県は「緊急事態宣言」について、早期解除の2つの判断基準を達成したとして、国に対して解除を要請した。

2月28日、国において、福岡県を含む2府4県に発出されていた「緊急事態宣言」が、3月1日より解除されることとなった。

この措置を受け、福岡県から「県民・事業者に対する要請」が示された。

これを受けて、本市においては、以下のとおり対応する。

### 記

#### 1 福岡県の「県民・事業者に対する要請」について、市として協力する。

##### 【福岡県の要請内容】

期間：令和3年3月1日（月）0時から3月7日（日）24時まで

##### （1）市民への要請等（特措法第24条第9項）

生活や健康の維持に必要な場合を除いた、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、21時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えること。

また、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。

(2) 事業者への要請等

① 特措法に基づく要請（特措法第24条第9項）

対象）飲食店、喫茶店等

営業時間を5時から21時までの間とすること。

（酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること）

（※令和3年3月1日（月）0時から3月7日（日）24時まで、  
営業時間短縮に協力した事業所に協力金が支給される。）

② ①以外の施設への働きかけ

対象）劇場・映画館、運動施設、博物館・美術館等

営業時間を5時から21時までの間とすること。

収容人数制限は、2（2）を参照。

(3) 職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を強力的に推進すること。

事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制すること。

「感染防止宣言ステッカー」の掲示など、取組を実施している旨を明示すること。

2 福岡県からの「県民・事業者に対する要請」に基づき、北九州市として、以下の事項を決定する。

(1) 市の公共施設について


開館時間は原則として21時までとする。

(期間：令和3年3月1日(月)から3月7日(日)まで)

(2) 市主催等のイベントの開催制限について

国及び福岡県の方針を踏まえて、以下のとおりとする。

(期間：令和3年3月1日(月)から4月11日(日)まで)

	人数上限	収容率		
緊急事態宣言 期間中 (1/13~2/28)	5,000人	屋内	収容定員の50%以内	
		屋外	身体的距離を十分に確保 (できるだけ2m)	
 緊急事態宣言 解除後 (3/1~4/11)	5,000人 又は 収容定員の50%以内 (ただし1万人以下) のいずれか大きい方	屋内	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内
			大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内
		屋外	身体的距離を十分に確保 (できるだけ2m)	

(3) 学校について

引き続き、授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童生徒等への注意喚起を徹底する。

(期間：令和3年3月1日(月)から3月7日(日)まで)